

坂 監 委 第 7 4 号
令和 4 年 1 1 月 1 0 日

坂井市長 池田 禎孝 様
坂井市議会議長 前田 嘉彦 様

坂井市監査委員 亀嶋 政幸
同 重森 宣彦
同 佐藤 寛治

財政援助団体等監査の結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を、次のとおり提出します。

第 1 監査対象の団体名、所在地及び所管部局

団体名		所在地	所管部局
A	一般社団法人 竹田文化共栄会	坂井市丸岡町山口第 60 号 8 番地	産業政策部観光交流課 (坂井市たけくらべ広 場・坂井市竹田水車メロ ディーパーク・坂井市竹 田農山村交流センター 指定管理)
B	公益財団法人 坂井市文化振興事業団	坂井市春江町西太郎 丸第 15 号 22 番地	教育委員会文化課 (坂井市文化の森・YURI 文化情報交流館・坂井市 みくに市民センター指 定管理) (公益財団法人坂井市 文化振興事業団運営補 助金)
C	福井県農業協同組合	福井市大手 3 丁目 2 番 18 号	産業政策部農業振興課 (坂井市ゆりの里公園 農産物直売所指定管理)

第 2 監査の範囲

令和 3 年度の財政的援助等に係る出納その他の事務

第3 監査の期間

令和4年8月1日から令和4年10月31日まで

第4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は、次の表のとおりである。

区分	団体	所管部局
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none">・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。・ 施設の利用促進のための努力はなされているか。・ 公の施設に係る会計経理は適正になされているか。	<ul style="list-style-type: none">・ 指定管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。・ 協定等に基づく義務の履行確認は適切になされているか。・ 事業報告書の点検は適切になされているか。・ 指定管理者の経営成績および財政状況を十分把握し適切な指導監督を行っているか。
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none">・ 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。・ 補助金に関わる会計経理は、適正に行われているか。・ 補助金等の算定は、適正に行われているか。・ 資金を他に流用又は不正に使用していないか。・ 帳簿その他の証拠書類は適正に整理保管されているか。	<ul style="list-style-type: none">・ 補助金等の交付手続及び会計経理は適正に行われているか。・ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

今回は、団体及び所管部局から提出された資料に基づき現状を確認するとともに、指定管理料の運用状況について、関係職員及び団体関係者から説明を求め、効率性、妥当性の観点で事務局の調査をもとに書類監査を実施した。

第5 監査の結果等

監査の概要は、次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、口頭でその改善を求めた。所管課においては、適切に指導監督されたい。

【A. 一般社団法人竹田文化共栄会】

1. 一般社団法人竹田文化共栄会の概要

(1) 設立目的

一般社団法人竹田文化共栄会は、森林の模範的経営を行うことにより、林業に関する技術と知識を普及し、愛林思想の振興を図り、併せて社会公共施設の運営および福利厚生事業、その他の公益事業を行うことを目的とする。

(2) 本市との関係

ア 公の施設の指定管理者

本市が一般社団法人竹田文化共栄会に対して、指定している施設の指定管理の状況は次のとおりである。

年度	公の施設名称	場所	指定管理者 委託料(円)	指定期間
3	① 坂井市たけくらべ広場 ② 坂井市竹田水車メロディーパーク ③ 坂井市竹田農山村交流センター	① 坂井市丸岡町山竹田第94号10番地 ② 坂井市丸岡町山口第64号30番地 ③ 坂井市丸岡町山口第60号8番地	36,491,000	平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日

2. 監査の結果

一般社団法人竹田文化共栄会に対する財政援助等に係る出納その他の事務について、書類作成等におけるケアレスミスや決まり事を十分に把握していないと思われる事務処理が見受けられた。なお、次の改善すべき事項について、適切な措置を講じられたい。

・管理運營業務仕様書において、指定管理者は示されている補償内容以上の損害賠償保険に加入するよう記載されている。しかし、実際に加入している保険は示された補償内容の条件を一部満たしていないものがあった。管理運營業務仕様書に基づき、適正に保険加入するよう努められたい。

・維持管理業務の委託において、契約書を交わしていないものや業務報告書を受領していないものがあった。適正に事務執行するよう努められたい。

・事業報告書で報告されている収入実績において、決算額として計上している金額の中に、実際には指定管理委託料の精算時期を過ぎてから収入しているものがあった。適正に事務執行および事業報告するよう努められたい。

【B. 公益財団法人坂井市文化振興事業団】

1. 公益財団法人坂井市文化振興事業団の概要

(1) 設立目的

公益財団法人坂井市文化振興事業団は、市民に優れた文化、芸術に触れる機会を提供し、市民の文化活動、芸術活動を振興する事業を行い、市民のいこいやふれあい、心豊かな市民生活の形成と活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(2) 本市との関係

ア 公の施設の指定管理者

本市が公益財団法人坂井市文化振興事業団に対して、指定している施設の指定管理の状況は次のとおりである。

年度	公の施設名称	場所	指定管理者委託料(円)	指定期間
3	① 坂井市文化の森・YURI文化情報交流館 ② 坂井市みくに市民センター	① 坂井市春江町西太郎丸第15号22番地 ② 坂井市三国町中央1丁目5番1号	72,416,000	平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日

イ 補助金の交付

坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱に基づき、交付している補助金は次のとおりである。

年度	補助事業名(補助要綱名)	補助対象額(円)	補助額(円)	補助率
3	公益財団法人坂井市文化振興事業団運営補助(坂井市教育委員会文化課所管補助金等交付要綱)	54,605,649	54,254,279	① 法人管理運営事業 補助対象経費の10/10以内とし、予算の範囲内とする。 ② 子どもミュージカル事業 補助対象経費の1/2以内とし、1,000,000円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2. 監査の結果

公益財団法人坂井市文化振興事業団に対する財政援助等に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、次の改善すべき事項について、適切な措置を講じられたい。

- ・施設の利用件数や入場者数に対して、アンケートの回収数が非常に少なかった。その回収方法等を再検討したうえで実施し、利用者等の意見や満足度を十分に把握するよう努められたい。

- ・法人の事務局長が「出納員」と「通帳と通帳印の管理責任者」を兼任していた。これらの役割について、それぞれ別の職員が担当するよう努められたい。

【C. 福井県農業協同組合】

1. 福井県農業協同組合の概要

(1) 設立目的

福井県農業協同組合は、地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状態を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(2) 本市との関係

ア 公の施設の指定管理者

本市が福井県農業協同組合に対して、指定している施設の指定管理の状況は次のとおりである。

年度	公の施設名称	場所	指定管理者委託料(円)	指定期間
3	坂井市ゆりの里公園 農産物直売所	坂井市春江町 石塚 21-2-3	6,600,000	令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日

2. 監査の結果

福井県農業協同組合に対する財政援助等に係る出納その他の事務については、一部協定書等に基づいて行われていないものが見受けられた。なお、次の改善すべき事項について、適切な措置を講じられたい。

- ・年度協定書において、指定管理者への指定管理委託料は年間分を2回に分けて支払うと記載されている。しかし、実際には10月末に一括で支払われていた。年度協定書に基づき、適正に支払いを行うよう努められたい。

- ・基本協定書や管理運営業務仕様書において、指定管理業務にかかる固有の銀行口座を開設したうえで出納管理を行うよう記載されている。しかし、実際には団体自

体の口座が使用されていた。基本協定書や管理運營業務仕様書に基づき、適正に管理するよう努められたい。

- ・管理運營業務において、決算額の収支差額がマイナスとなっており、差額分は指定管理委託料以外で賄っていることになる。しかし、自主事業においても、決算額の収支差額はマイナスとなっている。収支改善に向けた取り組みに努められたい。